

広島県後期高齢者医療広域連合告示第18号

以下の書類について、その住所及び居所が明らかでないため、その書類の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定によって、告示します。

なお、送達すべき書類は、別紙に記される送達を受け、受けるべき者の住所における当該市町において保管し、送達を受けるべき者の申出によって、当該市町でこれを交付します。

令和8年6月10日

広島県後期高齢者医療広域連合長 平谷 祐宏

- | | |
|--------|----------------------|
| 1 対象書類 | 後期高齢者医療保険料額決定に関する通知書 |
| 2 対象者等 | 別紙のとおり |

